

新型コロナウイルス感染拡大防止のための議会局職員のシフト勤務等の実施について

本市議会局では、新型コロナウイルス感染拡大に関する昨今の状況を踏まえ、職場における感染リスクの低減や職員が、り患した場合においても円滑な議会運営を維持することができるようにするため、4月14日以降、順次職場勤務と在宅勤務等を交互に行うシフト勤務等を実施します。

1 対象職員

議会局全職員

※本会議等の開催に支障がないように配慮します。

2 勤務体制

(1) シフト勤務

対象職員については、各所属において業務に支障のない範囲で、職員の勤務を原則として「職場勤務」と「在宅勤務、在宅研修等」を1日単位の交替で配置する等の勤務体制を実施します。

(2) 執務場所の分離

必要に応じて、議会局諸室等を活用し、勤務場所の分離も実施します。

3 開始日

令和2年4月14日(火)

※本シフト勤務等については、令和2年5月6日(水)までとします。

ただし、緊急事態宣言の発出状況により延長の可能性があります。

※効率的な業務が行えるよう、シフト勤務を実施しながら細部について検討します。

4 その他

緊急性の高い業務を優先して実施するため、緊急性の高くない業務については、併せて縮小も検討します。

以 上

問合せ先
議会局議会総務課
電話 042-769-8277
対応責任者 中村